

SRノート 2022年 山下クラス

山下の部屋学習アドバイス第15回 水道橋 2022・8・10

★体調管理

暑い日々が続きます。体調管理が大事です。お茶等も常温にしましょう。睡眠も大事です。

★試験日まで

試験日までの1日1日はあっという間に過ぎていきます。この時期は難問等を避けて、基本問題を中心に勉強を進めてください。今まで勉強した内容の復習が一番です。

■直前道場 補正表

★労働123

p144 上から16行目 表 原則禁止を訂正→禁止

p196 上から4行目 令和4年3月31日まで⇒改正で令和7年3月31日

訂正前	訂正後
また、令和4年3月31日までの時限的な給付として、…	また、令和7年3月31日までの時限的な給付として、…

p198 上から15行目 令和4年3月31日まで⇒改正で令和7年3月31日

訂正前	訂正後
…、令和4年3月31日以前に専門実践教育訓練を開始した者が、…	…、令和7年3月31日以前に専門実践教育訓練を開始した者が、…

p208 国庫負担の割合の表1行～6行まで→2022年法改正で削除

★社会保険123

p6 1行目 日雇特例任意継続被保険者 →日雇特例被保険者に訂正

p156 上から14行目次の①～⑥→訂正 ①～⑤

p182 上から9行目 国民年金手帳の作成及び交付→改正で削除

p235 上から10行目 (原則25年要件) →削除

p257 1行目 平成38年4月1日前→令和8年4月1日前

★一般常識の123

p12 ■法7条(労働契約の変更) →(労働契約の変更)を削除

p90 下から11行目 19万 →法改正で20万に訂正

訂正前	訂正後
後期高齢者支援金等賦課額は、19万円を超えることができない(令29条の7第3項8号)。	・後期高齢者支援金等賦課額は、20万円を超えることができない(令29条の7第3項8号)。

p124 上から3行目の表を削除

★択一式解きまくり 労働編

p33 090 下から2行目 同条第39条第6項 →同法第39条第6項 に訂正

p93 051 上から5行目 原則として2か月間→原則として3か月間に訂正

★択一式解きまくり 社会保険

p 36 4行目 ■182条（先取特権の順位）→■199条（資料の提供）へ変更

p 46 ■法 17条（端数処理）→法附則 7条の 5へ変更

★前日講座 最後の最後に3点アップ

p 8 上から 11行目 同条第 39条第 6項 →同法第 39条第 6項 に訂正

p 32 上から 8行目 次表→削除